

J1040 U.S. PTO
09/821344
03/29/01

日 本 国 特 許 庁
PATENT OFFICE
JAPANESE GOVERNMENT

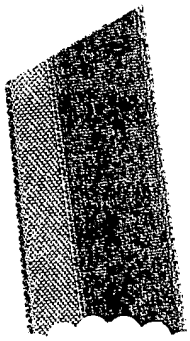
別紙添付の書類に記載されている事項は下記の出願書類に記載されている事項と同一であることを証明する。

This is to certify that the annexed is a true copy of the following application as filed with this Office.

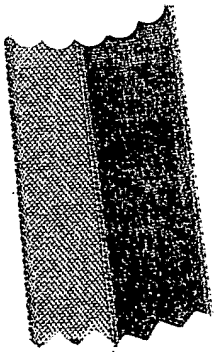
出 願 年 月 日
Date of Application: ２０００年 ４月２０日

出 願 番 号
Application Number: 特願２０００－１１９９９４

出 願 人
Applicant (s): オリンパス光学工業株式会社



CERTIFIED COPY OF
PRIORITY DOCUMENT



２００１年 ３月 ２日

特 許 庁 長 官
Commissioner,
Patent Office 及 川 耕 造

【書類名】　特許願
【整理番号】　A000001456
【提出日】　平成12年 4月20日
【あて先】　特許庁長官　殿
【国際特許分類】　G03B 17/00
　　B65B 1/00
【発明の名称】　製品仕様変更システム
【請求項の数】　6
【発明者】
　【住所又は居所】　東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目４３番２号　オリンパス光学工業株式会社内
　【氏名】　伊藤　順一
【特許出願人】
　【識別番号】　000000376
　【氏名又は名称】　オリンパス光学工業株式会社
【代理人】
　【識別番号】　100058479
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　鈴江　武彦
　【電話番号】　03-3502-3181
【選任した代理人】
　【識別番号】　100084618
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　村松　貞男
【選任した代理人】
　【識別番号】　100068814
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　坪井　淳

【選任した代理人】

【識別番号】　100100952

【弁理士】

【氏名又は名称】　風間　鉄也

【選任した代理人】

【識別番号】　100097559

【弁理士】

【氏名又は名称】　水野　浩司

【手数料の表示】

【予納台帳番号】　011567

【納付金額】　21,000円

【提出物件の目録】

【物件名】　明細書　1

【物件名】　図面　1

【物件名】　要約書　1

【包括委任状番号】　9602409

【プルーフの要否】　要

【書類名】　　明細書

【発明の名称】　　製品仕様変更システム

【特許請求の範囲】

【請求項１】　製品を購入することにより入手可能であって、該製品を所望の仕様に変更するための情報を作成する情報作成シートに基づき、ユーザが該製品の仕様変更に関する仕様変更情報を作成し、この仕様変更情報に基づいて該製品の仕様を変更することを特徴とする製品仕様変更システム。

【請求項２】　製品を購入することにより入手可能であって、該製品を所望の仕様に変更するための情報を作成する情報作成シートに基づき、ユーザが該製品の仕様変更に関する仕様変更情報を作成する情報作成ステップと、

上記情報作成ステップにより作成された上記仕様変更情報に基づき、該製品の仕様を変更する仕様変更ステップと、

を具備することを特徴とする製品仕様変更システム。

【請求項３】　上記製品はカメラであり、上記仕様変更情報はカメラ外装の塗装または印刷を指示する情報、カメラ外装の形状変更を指示する情報、又は、カメラの制御動作の変更を指示する情報のうち少なくとも一つを含むことを特徴とする、請求項１または請求項２のいずれか一項に記載の製品仕様変更システム。

【請求項４】　上記情報作成シートには、仕様変更の内容を記憶した記憶手段を有することを特徴とする、請求項１または請求項２のいずれか一項に記載の製品仕様変更システム。

【請求項５】　仕様変更可能な電子機器の製造方法において、

電子機器を製造し、

上記電子機器の仕様を変更するための情報を作成する情報作成シートと共に上記電子機器を出荷し、

上記電子機器を入手した顧客が作成した情報作成シートと共に返送された上記電子機器を受け取り、

上記情報作成シートの内容を読み取り、

上記情報作成シートの内容に応じて、返送された上記電子機器の仕様を変更す

る工程を実施し、

仕様変更された上記電子機器を顧客に向けて出荷する、

ことを特徴とする仕様変更可能な電子機器の製造方法。

【請求項６】　仕様変更可能な電子機器の注文方法において、

上記電子機器の仕様を変更するための情報を作成する情報作成シートと共に上記電子機器を購入し、

上記情報作成シートに記載されている内容を基に、変更を希望する仕様を上記情報作成シートに記載し、

記載した上記情報作成シートと共に上記電子機器を電子機器メーカに送り、

上記情報作成シートに基づいて上記電子機器メーカで仕様変更された上記電子機器を受け取る、

ことを特徴とする仕様変更可能な電子機器の注文方法。

【発明の詳細な説明】

【０００１】

【発明の属する技術分野】

本発明は、ユーザが希望する仕様へ電子機器（例えばカメラ）の仕様を変更する方法またはそのシステムに関する。

【０００２】

【従来の技術】

従来、例えばカメラのような製品では、この製品を購入するユーザの好みを予測してその製品の仕様（形状や色、機能など）を決定している。これらの仕様は通常、ユーザの好みの最大公約数になるように設定している。

近年、製品を購入したユーザ個々の希望に応じて製品の仕様変更（以下、カスタマイズ、カスタメイド（custom-made）と称す）をするための方法やそのためのシステムが既に存在している。

【０００３】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、製品を購入するユーザの嗜好がますます多様化し、メーカが設定した最大公約数の仕様に満足出来ないユーザもいる。

製品を購入するユーザの希望の仕様が細分化していくなか、最大公約数を担った仕様に満足出来ないユーザの希望をかなえるために、予かじめ多品種の製品を製造することもむずかしい。何故ならば、特定のユーザに合わせた製品を作ることは、１つの製品の製造台数が減ることになり、製造コストが上昇するからである。これは最大公約数を担った仕様で満足できるユーザにとっては、都合が悪い。しかし一方で、自分の希望の仕様に合う製品（カスタム製品）が必要であることも事実である。

【０００４】

最近では、インターネットを利用して、ユーザの好みに合わせた仕様の製品を発注するシステムが存在する。例えば二輪車の発注において、カウル、フレーム、タンクなどの色を指定して発注するシステムをもつメーカが存在する。本出願人の属する会社でも、仕様を設定するプログラムをカメラと共に販売することが提案されている。

ただし、ユーザのなかには、パーソナルコンピュータ（パソコン）が必要になったり、あるいは煩雑な操作をして仕様設定を行なうことを嫌う者も存在する。

【０００５】

そこで本発明はこのような現状に鑑みて成されたものであり、その目的は、パソコンを所有していないユーザあるいは、パソコンの扱いが不慣れなユーザであっても、カメラ等の電子機器製品の仕様変更が簡単にできるような仕様変更システムを提示することにある。

【０００６】

【問題点を解決するための手段】

上記課題を解決し目的を達成するため、本発明では次のような手段を講じている。即ち本発明の仕様変更システムにおいては、製品を購入したユーザが、自分の希望に合わせた仕様変更の情報を作成可能な情報作成シートを入手でき、ユーザはこのシートを利用して仕様変更を指示する情報を作成し、このシートと製品を製造メーカへ送ると、その製造メーカは、そのシートに書かれた仕様変更情報に基づいて製品の仕様変更（カスタメイド）を行なって、そのユーザに返送する。

【０００７】

第１の発明としては、製品を購入することにより入手可能であって該製品を所望の仕様に変更するための情報を作成する情報作成シートに基づき、ユーザが該製品の仕様変更に関する仕様変更情報を作成し、この仕様変更情報に基づいて該製品の仕様を変更する製品仕様変更システムを提案する。

第２の発明としては、製品を購入することにより入手可能であって該製品を所望の仕様に変更するための情報を作成する情報作成シートに基づき、ユーザが該製品の仕様変更に関する仕様変更情報を作成する情報作成ステップと、この情報作成ステップにより作成された上記仕様変更情報に基づき、上記製品の仕様を変更する仕様変更ステップと、を備えたことを特徴とする製品仕様変更システムを提案する。

【０００８】

なお、上記製品はカメラであり、上記仕様変更情報はカメラ外装の塗装または印刷を指示する情報、カメラ外装の形状変更を指示する情報、カメラの制御動作の変更を指示する情報のうち少なくとも一つを含むことを特徴とする上記した第１又は第２の発明のいずれかに記載の製品仕様変更システムである。

また、上記情報作成シートには、仕様変更の内容を記憶した記憶手段を有することを特徴とする第１又は第２の発明のいずれかに記載の製品仕様変更システムである。

【０００９】

第３の発明としては、仕様変更可能な電子機器の製造方法において、電子機器を製造し、上記電子機器の仕様を変更するための情報を作成する情報作成シートと共に上記電子機器を出荷し、上記電子機器を入手した顧客が作成した情報作成シートと共に返送された上記電子機器を受け取り、情報作成シートの内容を読み取り、情報作成シートの内容に応じて、返送された電子機器の仕様を変更する工程を実施し、仕様変更された電子機器を顧客に向けて出荷することを特徴とする仕様変更可能な電子機器の製造方法を提案する。

【００１０】

さらに第４の発明としては、仕様変更可能な電子機器の注文方法において、上

記電子機器の仕様を変更するための情報を作成する情報作成シートと共に上記電子機器を購入し、上記情報作成シートに記載されている内容を基に、変更を希望する仕様を上記情報作成シートに記載し、記載した上記情報作成シートと共に上記電子機器を電子機器メーカに送り、上記情報作成シートに基づいて電子機器メーカで仕様変更された電子機器を受け取ることを特徴とする仕様変更可能な電子機器の注文方法を提案する。

【００１１】

【発明の実施の形態】

以下に、実施形態を挙げて本発明の要旨について詳しく説明する。

（第１実施形態）

図１には、製品としてカメラの仕様変更システムの構成を概略的に示している。例示の製造メーカ４は、カメラボディ２の製造を行なう。そしてこのカメラボディ２の販売時には後述するカスタメイド（custom-made）シート３をユーザ６へ届けるため、カメラボディ２とこのカスタメイドシート３を同一パッケージ１に梱包する。カスタメイドシート３は、ユーザ６がカメラの仕様を変更する際に利用するものであり、このカスタメイドシート３は紙やプラスチック板などに所定のカスタメイド情報を印刷したものである。

【００１２】

カメラボディ２とカスタメイドシート３が一体に梱包されたパッケージ１は、例えばカメラカスタメイドキットとしてカメラ販売店５へ卸される。このキットを購入したカメラのユーザ６は、カメラのデザインに対して変更を望むと仮定する。この時、カメラのユーザ６は、そのキットに含まれるカスタメイドシート３を利用することで、そのカメラデザイン等の変更を製造メーカ４へ指示するためのカスタメイド情報が作成できるようになっている。

【００１３】

ステップ１は、ユーザ６によるカスタメイド情報の作成処理段階である。

カスタメイドシート３を利用して仮にユーザ６は４種類のデザインの中から所望のデザインのカメラにカスタマイズすることが選択できるものとする。

カスタメイドシート３上には、Ａタイプ３０１、Ｂタイプ３０２、Ｃタイプ３

０３、Ｄタイプ３０４の４種類のデザインが例示されている。また、各デザインのカメラへ仕様変更する際に必要な変更費用も記載されている（詳細は図２、図３参照）。

【００１４】

カメラユーザ６は、選択したカメラタイプをシート３上のエリア３０５へ記入する。さらに、エリア３０６へ変更の費用を記入し、製造メーカ４へ支払う金額を算出する。このように、必要事項を記入したカスタメイドシート３が即ちカスタメイド情報である。

【００１５】

ステップ２は、ユーザ６が製造メーカ４に対してカメラ２の仕様変更を依頼する段階である。カメラユーザ６はカスタメイドシート３とカメラボディ２を運送業者７へ依頼するか、郵便物として製造メーカへ回収トラックにて送る。もし、製造メーカ４のサービスステーション（又は販売店５）がユーザ６の家の近所に存在するならば、ユーザ６が自分で直接それをもって行くこともできる。さらにユーザ６は、製造メーカ４に対して仕様変更費用の支払いを行なわなければならない。ユーザ６は仕様変更費用を製造メーカ４の指定銀行８の口座へ払い込む。

【００１６】

ステップ３は、製造メーカ４によるカメラ２の仕様変更の工程である。

製造メーカ４は、仕様変更費用の入金を確認すると、送られてきたカスタメイドシート３に基づいて、そのカメラ２へ塗装することで外装のデザインが変更される。この塗装は、製造メーカ４の既存の製造工程を利用して実施される。

【００１７】

ステップ４において、カスタメイドされたカメラボディ２は運送業者（配送トラック）９によりカメラユーザ６の家へ送り届けられる。あるいは、製造メーカ４のサービスステーション（又は販売店５）へ配送し、ユーザ６自身に取りに来てもらってもよい。

【００１８】

このように、図１に例示されたカスタメイドシート３で変更可能な仕様は、

カメラ２の外装デザインのみであるが、これ以外にも変更できる仕様が存在すれば、ユーザ６はより好みに近いカメラが入手できることになり、都合がよい。

【００１９】

ここで、図２および図３に、本実施形態の改良されたカスタメイドシート３の部分をそれぞれ詳細に示す。このカスタメイドシート３において仕様変更可能な項目は、色のタイプ、模様のタイプ、形状のタイプ、プログラムタイプである。カスタメイドシート３上のエリア２００には、選択可能な色タイプが示されている。例えば、エリア２０１には色タイプＡの仕様が示されている。

【００２０】

エリア２０２は、タイプＡが選択された時の塗装の見本を示す画像である。

エリア２０３は、タイプＡの塗装を行なうために必要な情報が記憶された領域である。例えば、バーコードのようなものであり、塗装の材料や配合などが記憶されている。製造メーカはこのエリア２０３に記憶された情報に基づいてカメラボディの塗装を行なう。

【００２１】

エリア２０４には、ユーザが希望したタイプを記入するためのエリアである。

カスタメイドシート３上のエリア２１０には選択可能な模様のタイプが示されている。例えば、エリア２１１には模様タイプＢの仕様が示されている。

エリア２１２は、タイプＢが選択された時カメラボディに印刷される絵柄の画像が示されている。

【００２２】

エリア２１３の記録領域にはエリア２１２の画像を示した情報が記憶されている。この情報に基づいて製造メーカは、カメラボディへ画像を印刷する。ユーザは選択したタイプをエリア２１４へ記入すればよい。

シート上のエリア２２０には、選択可能な形状タイプが示されている。例えば、エリア２２１にはグリップ形状タイプＣの仕様が示されている。

エリア２２２は、タイプＣが選択されたとき、カメラボディへ取り付けられるグリップの形状を示している。

【００２３】

記録領域としてのエリア２２３には、グリップの形状データが記録されている。製造メーカはこのデータに基づきグリップを成形し、カメラボディへ取り付ける。

【００２４】

エリア２２４は、選択したタイプを記入するための領域である。

シート上のエリア２３０には、選択可能なカメラの動作制御プログラムのタイプが示されている。例えばエリア２３１には、プログラム仕様タイプＡの内容が示されている。もしここでタイプＡを選択すると測光方式、測距方式、ストロボ制御方式が以下のように設定される。

【００２５】

すなわち、測光方式は「マルチパターン測光」に設定され、撮影領域の複数のポイントで輝度を測定し、カメラ側で最適な露光量を決定するようになる。

測距方式は「マルチパターン測距」が選択され、撮影領域の複数のポイントで測距動作を行なう。そして被写体が存在すると思われるポイントの測距データに基づいてカメラは撮影レンズの制御を行なうようになる。

また、ストロボ制御方式は、ストロボ充電優先方式である。被写体輝度が低く、ストロボの光が必要な時は、ストロボの発光が可能になるまで露出動作は実行されないようになる。

【００２６】

エリア２３３は選択したタイプを記入するためのエリアである。カメラユーザは、色のタイプ、模様のタイプ、形状のタイプ、プログラムのタイプから所望のタイプを１つあるいは、複数のタイプを組み合わせて選択できる。

カメラユーザは所望のタイプを選択後、仕様変更に必要な費用を算出してエリア２４０の領域に記入するように構成されている。

カスタメイドシートは紙やプラスチックなどが利用できる。そしてプラスチックを利用した時、仕様変更の情報が記録領域（例えばエリア２０３）に電子回路を組み込むこともできる。

【００２７】

なお、文献：ＮＡＴＵＲＥ／ＶＯＬ３９３／18 JUNE 1998の「putting it on plastic」には、集積回路を完全にプラスチックだけで作成する試みが示されている。この周知技術を本発明に利用すれば、プラスチック製のシート上に様々な情報を記憶するメモリが形成できる。この技術を用いれば、バーコードなどでは記憶出来ない複雑かつ大量の情報もカスタメイドシート上に記憶することができる。

【００２８】

（作用効果１）

このように、第１実施形態の仕様変更システムにおいては、製品(カメラ)を購入したユーザが、自分の希望に合わせた仕様変更の情報を作成可能な情報作成シートをパッケージ内から簡単に入手でき、ユーザはこの情報作成シートを利用すれば仕様を指示するための情報作成を変更事項の選択的な記入で行なえ、この情報作成シートと製品を製造メーカへ送ることで、製造メーカはその情報作成シートに書かれた仕様変更情報に基づいてその製品の仕様変更を行なった後、その仕様の変更が完了した製品をユーザに返送してくる。

よって、ユーザはパソコンの所有も操作も必要がなく、製品に付属された情報作成シートへの簡単な選択的記入と送付によって、容易にカメラなどの製品の仕様変更が可能となる。

【００２９】

（第２実施形態）

前述の第１実施形態のシステム（図１）において、カスタメイドシート３はカメラボディと同一パッケージ１に梱包されているため、この方法では、カメラの仕様変更を希望しないユーザへもカスタメイドシート３が送られることになり、ムダになることもある。もし、仕様変更が必要なユーザのみにカスタメイドシート３が入手できる方法がほかに在れば、その方が望ましい。

そこで次に、図３に基づき本発明の第２実施形態について説明する。この形態の特徴は、上述したムダの排除を考慮したもので、第１実施形態のシステムの基本的部分を用いながら、カスタメイドシートの配布方法において改良を加えているものである。

【００３０】

すなわち、カメラ販売店５へ卸されるカスタマイズカメラキット８０には、カメラボディ８１と共にユーザ登録カード８２が梱包されている。このキット８０を購入したユーザ６は、カメラの仕様変更を希望するときユーザ登録カード８２に所定の項目を記入して製造メーカ４へ郵送する。そしてこのユーザ登録カード８２を受けた製造メーカ４は、カスタメイドシート３をユーザ６の家へ郵送する。もしユーザ６がインターネット１１を利用できる場合は、カスタメイドシート３の郵送要求を製造メーカ４のホームページを経由して送ってもらえばよいし、或いはまた、ホームページから直接的にカスタメイドシート（シート様式）をプリントアウトして用いてもよい。

【００３１】

（作用効果２）

このようなカスタメイドシートの配布方法によれば、もしパソコン操作ができるユーザであれば、インターネットを介して製造メーカのホームページにアクセスしてカスタメイドシートを速やかに入手できるので、カスタメイドシートを全てのキットにあらかじめ梱包しておく必要がない。よってその分、費用の節減となり得る。

【００３２】

なお、ユーザがパソコン利用者であるか否かの判断は、その製品を利用するユーザ層の種類（世代、性別、嗜好、パソコン関心度など、或いは製品のパソコンとの関連性など）から総合的に推察することができよう。したがって、このカスタメイドシートの配布方法は、ユーザのうちパソコン利用者が多数と思われる場合ほど良好な効果が得られる。

【００３３】

（変形例）

上述の実施形態は次のように変形実施してもよい。例示したシステムは、カメラの仕様変更のみの応用した限定されるものではなく、ユーザが購入可能な様々な電子機器に対しても応用可能である。例えばパソコンおよびその周辺機器などは第２実施形態がそのまま適用でき、更には注文の段階でカスタマイズ情報を作

成できるように改良してもよい。

【００３４】

また、カスタマイズ情報は、仕様項目ごとに所定の選択肢を設定し、これらから選択的に例えばチェックマークなどの記入だけで作成できるように工夫してもよい。

このほかにも、本発明の要旨を逸脱しない範囲で種々の変形実施が可能である。

【００３５】

以上、複数の形態に基づき説明したが、本明細書中には次の発明が含まれる。

（１）　ユーザが製品としてのカメラを購入する際に、カスタメイドシートが同梱されてくるカメラ仕様変更システムにおいて、

ユーザが上記カスタメイドシートを利用して、所望のカスタマイズ情報を作成し、当該カメラと共に工場へ送るステップと、

上記工場が、上記カスタマイズ情報に基づき当該カメラの仕様を変更した後、そのカメラを当該ユーザへ返送するステップと、

を具備することを特徴とするカメラ仕様変更システムを提供できる。

【００３６】

（２）　上記カスタマイズ情報は、上記製品のカラーリング、機能またはプログラムの少なくとも１つを変更するように指示する情報であることを特徴とする（１）に記載のカメラ仕様変更システムである。

（３）　上記カスタメイドシートは、上記カスタマイズ情報を所定の選択肢から所望により選択的にマークして作成することを特徴とする（１）に記載のカメラ仕様変更システムである。

【００３７】

【発明の効果】

本発明によれば、パソコンを所有していないユーザあるいは、パソコンの扱いが不慣れなユーザであっても、カメラ等の製品の仕様変更が簡単にできる製品仕様変更システムを提供することが可能となる。

【図面の簡単な説明】

【図１】

図１は、本発明のカメラ仕様変更システム（製品仕様変更システム）の全体構成を示すシステム概要図。

【図２】

図２は、本発明の製品仕様変更システムに係わるカスタメイドシートの一部を示す概要図。

【図３】

図３は、図２に続く同じカスタメイドシートの一部を示す概要図。

【図４】

図４は、改良したカスタメイドシートの配布方法を説明するための製品仕様変更システムの概要図。

【符号の説明】

１…パッケージ（カスタメイドカメラキット：製品及びシート）、

２…カメラボディ（カメラ：製品）、

３…カスタメイドシート（情報作成シート）、

４…製造メーカ、

５…カメラ販売店、

６…カメラユーザ、

７…運送業者（回収トラック）、

８…銀行（金融機関）、

９…運送業者（配送トラック）、

１１…インターネット、

８０…カスタマイズカメラキット、

８１…カメラボディ、

８２…ユーザ登録カード、

８３…郵便（ポストカード等）、

２００…色タイプ項目群、

２０１…色タイプＡ～Ｄ（製品色項目）、

２０２…塗装見本（製品色項目）、

２０４…選択色タイプ（選択製品色項目）、

２１０…模様タイプ項目群、

２１１…印刷模様タイプＡ～Ｃ（製品模様項目）、

２１２…印刷模様絵柄（画像イメージ）、

２１３…印刷模様絵柄情報（コード記録領域）、

２１４…選択印刷模様タイプ（選択製品模様項目）、

２２０…形状タイプ項目群、

２２１…グリップ形状タイプＡ～Ｃ、

２２２…グリップ形状（画像イメージ）、

２２３…グリップ形状情報（コード記録領域）、

２２４…選択形状タイプ（選択製品形状項目）、

２３０…プログラムタイプ項目群、

２３１…プログラム仕様タイプＡ，Ｂ、

２３２…プログラム仕様情報（コード記録領域）、

２３３…選択仕様タイプ（選択仕様項目）、

２４０…仕様変更費用（費用項目）、

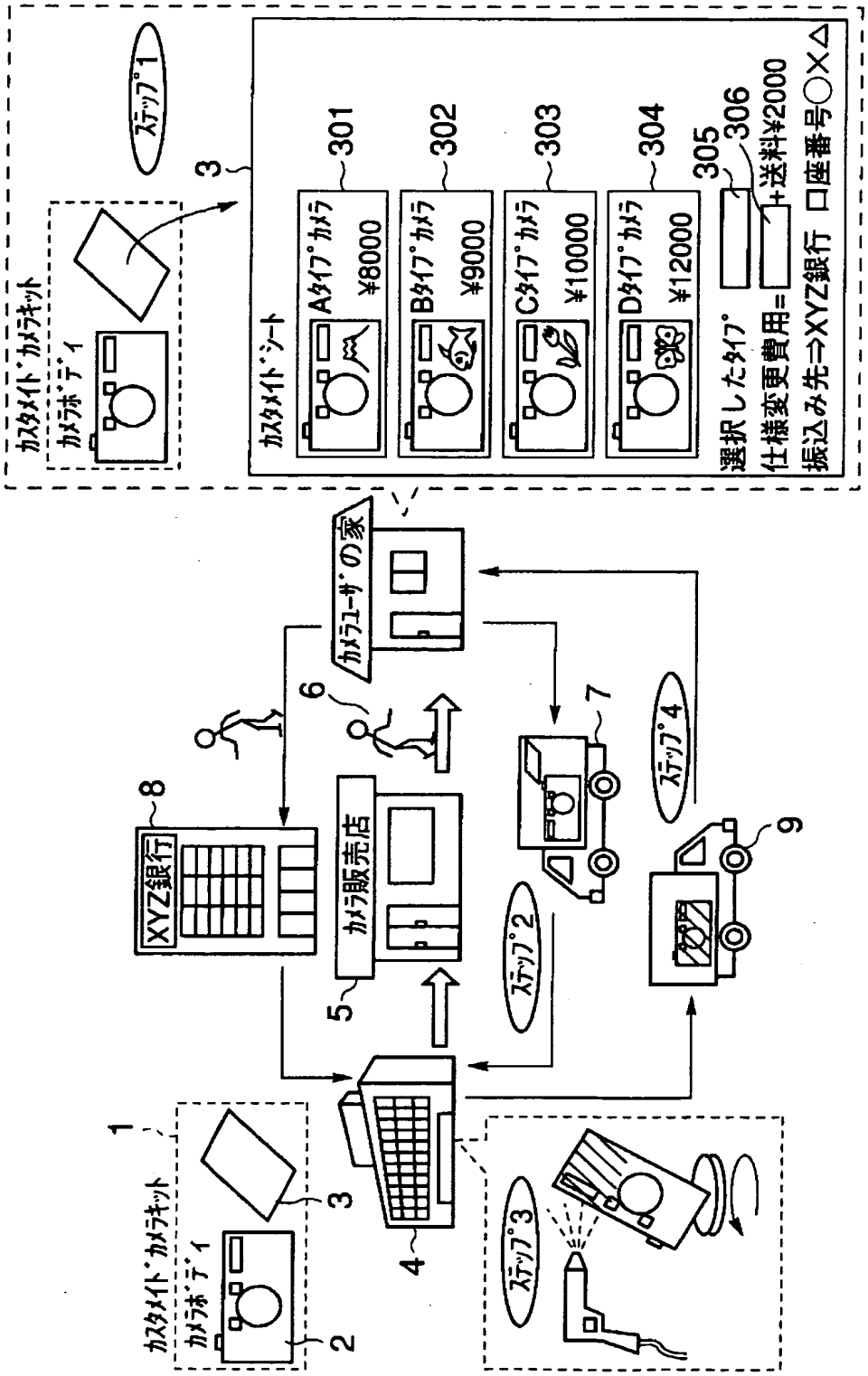
３０１～３０４…Ａタイプ～Ｄタイプ（製品項目）、

３０５…選択タイプ（選択製品項目）、

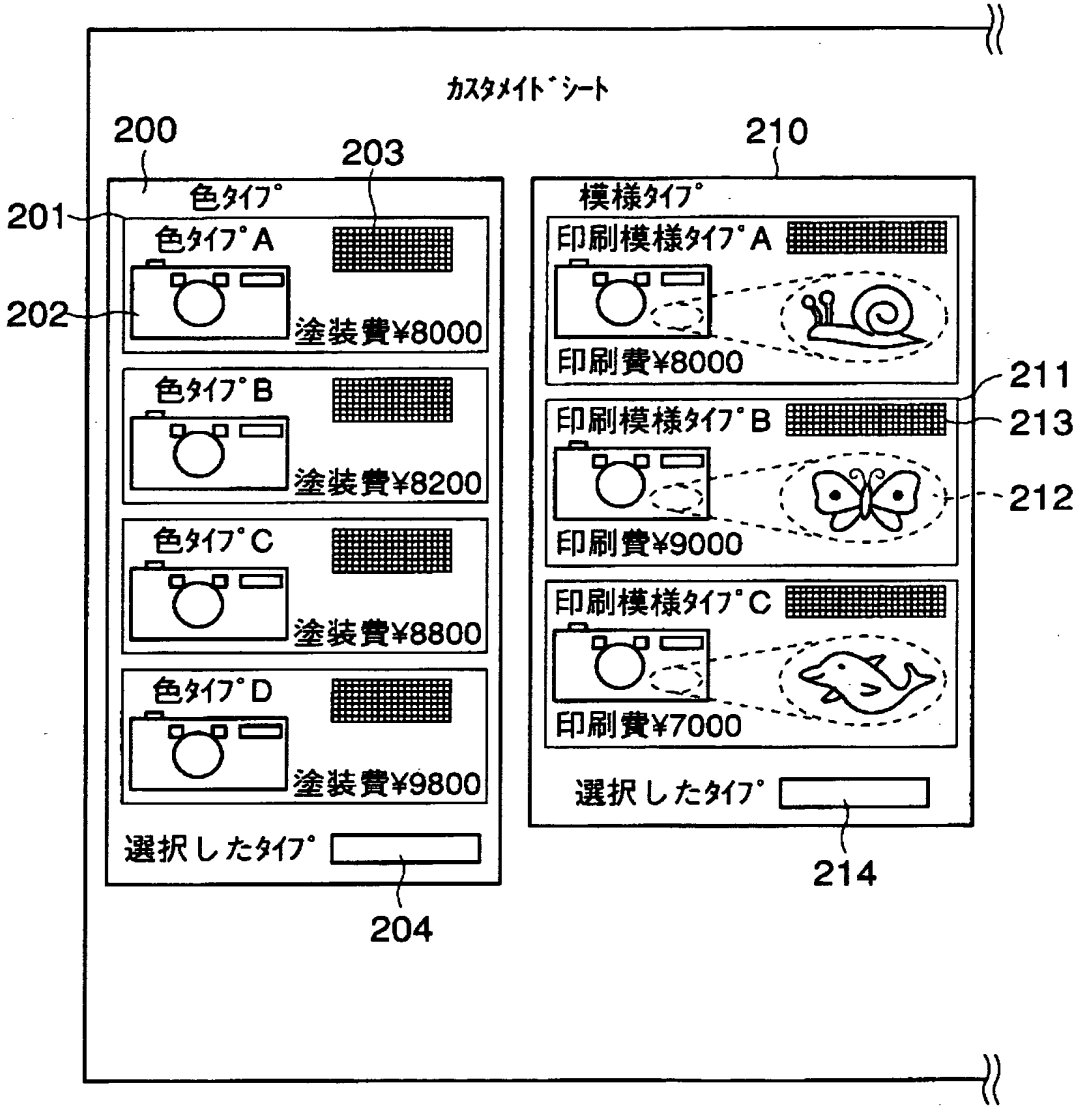
３０６…仕様変更費用（費用項目）。

【書類名】　　図面

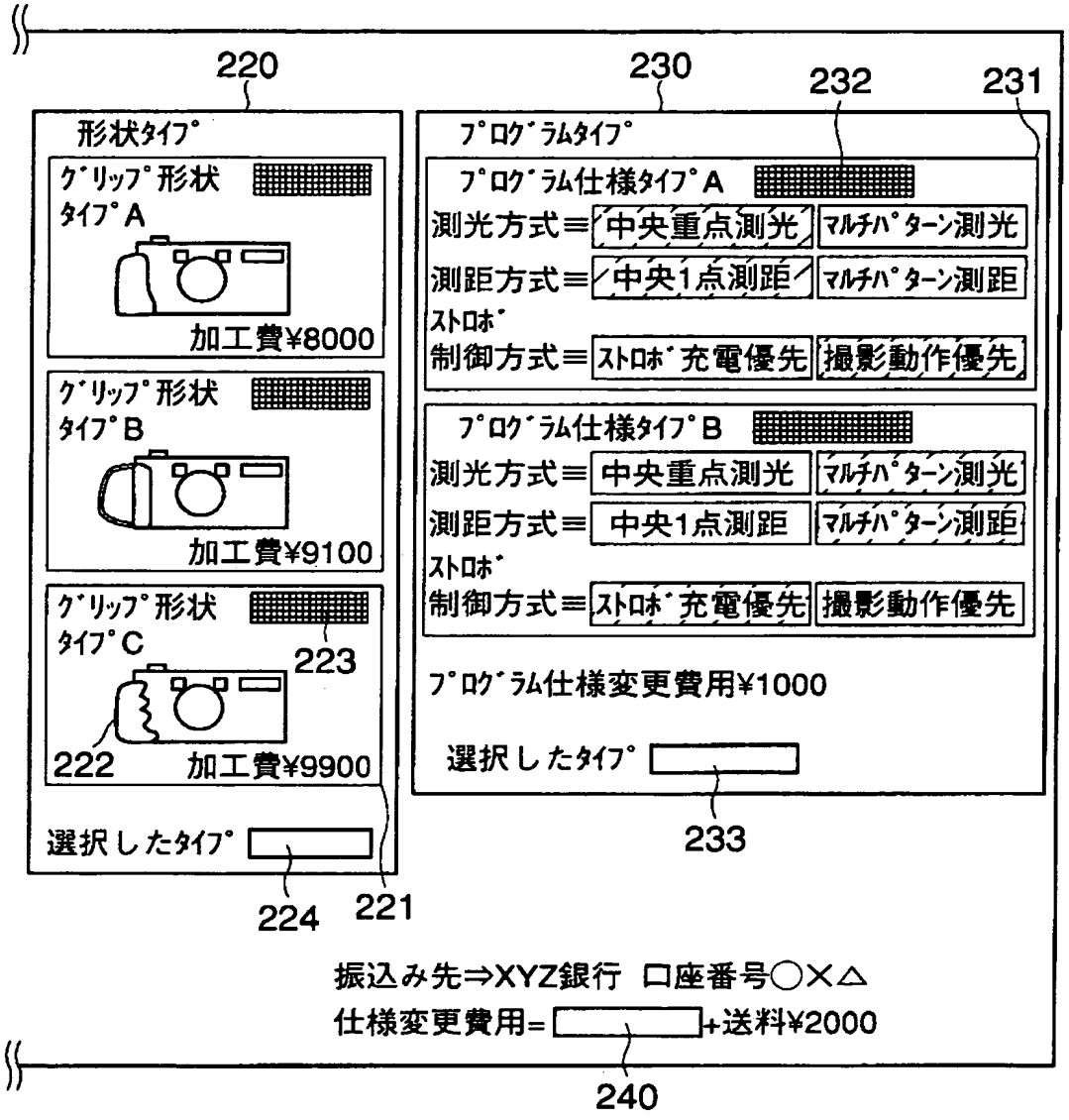
【図１】


カスタメイト カメラキット
カメラボディ
ステップ1
3
カスタメイト シート
Aタイプ カメラ ¥8000
Bタイプ カメラ ¥9000
Cタイプ カメラ ¥10000
Dタイプ カメラ ¥12000
301
302
303
304
305
306
選択したタイプ
仕様変更費用=
+送料¥2000
振込み先⇒XYZ銀行 口座番号○×△
カメラユーザの家
6
7
8
XYZ銀行
カメラ販売店
5
ステップ4
9
ステップ2
1
3
4
ステップ3
カスタメイト カメラキット
カメラボディ
2

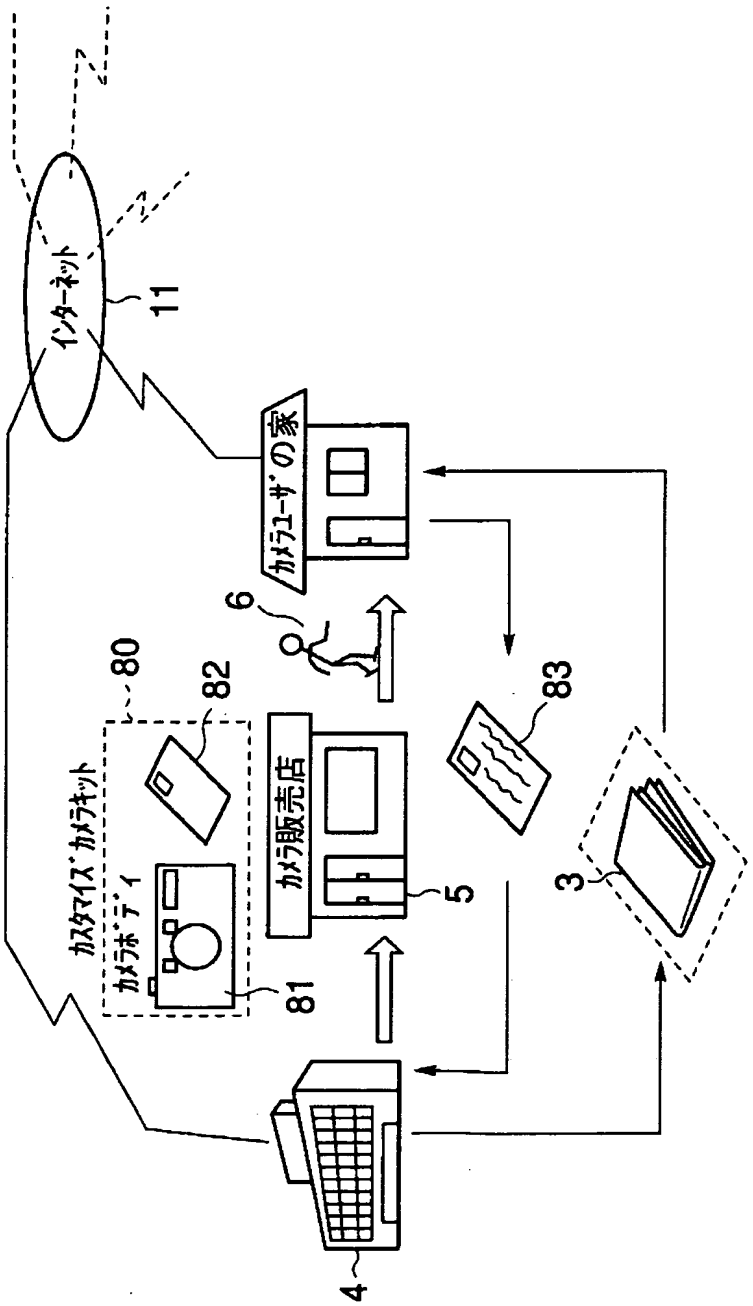
【図２】


カスタメイトシート
200
203
210
色タイプ
201
色タイプA
202
塗装費¥8000
色タイプB
塗装費¥8200
色タイプC
塗装費¥8800
色タイプD
塗装費¥9800
選択したタイプ
204
模様タイプ
印刷模様タイプA
印刷費¥8000
211
印刷模様タイプB
213
212
印刷費¥9000
印刷模様タイプC
印刷費¥7000
選択したタイプ
214

【図３】


220
230
232
231
形状タイプ
グリップ形状
タイプA
加工費¥8000
グリップ形状
タイプB
加工費¥9100
グリップ形状
タイプC
223
222
加工費¥9900
選択したタイプ
224
221
プログラムタイプ
プログラム仕様タイプA
測光方式＝
中央重点測光
マルチパターン測光
測距方式＝
中央1点測距
マルチパターン測距
ストロボ
制御方式＝
ストロボ充電優先
撮影動作優先
プログラム仕様タイプB
測光方式＝
中央重点測光
マルチパターン測光
測距方式＝
中央1点測距
マルチパターン測距
ストロボ
制御方式＝
ストロボ充電優先
撮影動作優先
プログラム仕様変更費用¥1000
選択したタイプ
233
振込み先⇒XYZ銀行 口座番号○×△
仕様変更費用＝
+送料¥2000
240

【図４】


インターネット
11
カメラユーザの家
6
80
82
83
カスタマイズカメラキット
カメラボディ
カメラ販売店
81
5
3
4

【書類名】　　要約書

【要約】

【課題】　パーソナルコンピュータを所有していないユーザあるいは、パソコンの扱いが不慣れなユーザであっても、カメラなどの製品の仕様変更が簡単にできる製品仕様変更システムを提示すること。

【解決手段】　製品(カスタメイドカメラキット１)を購入することにより入手可能であって、この製品を所望の仕様に変更するための情報を作成する情報作成シート(カスタメイドシート３)に基づいて、ユーザ６がその製品の仕様変更に関する仕様変更情報を作成し、この仕様変更情報に基づいて製品機器(例えばカメラボディ２)の仕様を変更する製品仕様変更システムを提案する。

【選択図】　　図１

出　願　人　履　歴　情　報

識別番号　　〔０００００３７６〕

１．変更年月日　　１９９０年　８月２０日
［変更理由］　新規登録
住　所　　東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目４３番２号
氏　名　　オリンパス光学工業株式会社